

令和6年 太田市教育委員会1月定例会会議録

開会年月日	令和6年1月22日（月曜日）午後 2時00分		
閉会年月日	令和6年1月22日（月曜日）午後 2時40分		
開会場所	尾島庁舎 3階 教育委員会室		
	議	案（件名）	結 果
議案第1号	財産の取得について		可決
議案第2号	太田市体育館施設条例の一部改正について		可決
議案第3号	太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について		可決
出席者	恩 田 由 之（教育長） 池 田 光 男（教育長職務代理人） 佐 藤 真太郎（委員） 倉 嶋 慶 秀（委員） 野 村 路 子（委員）		欠席委員
	事務局	教育部長、管理担当副部長、指導担当副部長、教育総務課長、学校施設管理課長、学校施設管理課主幹、文化財課長、生涯学習課長、学校教育課長、市立太田高校事務長、教育総務課総務係長 （文化スポーツ部スポーツ担当副部長、文化スポーツ部文化芸術担当副部長、文化スポーツ総務課長、スポーツ振興課長、スポーツ学校担当課長、）スポーツ施設管理課長、（文化課長、）学習文化課長、（美術館・図書館長、芸術学校担当課長、福祉こども部副部長、こども課長） （ ）は欠席者	書記・記録
議 題 及 び 議 事 の 大 要			
会議録署名委員の指名	佐 藤 真太郎 委 員		
	倉 嶋 慶 秀 委 員		

事務局：

皆様、こんにちは。本日は、令和6年教育委員会1月定例会となります。傍聴者は、1名です。それでは教育長、進行をお願いいたします。

議長（教育長）：

太田市教育委員会1月定例会を開会いたします。

日程第2、会議録署名委員は、佐藤委員、倉嶋委員をお願いいたします。

次に、日程第3、教育長報告を申し上げます。

まず、能登半島地震でお亡くなりになられた方々にお悔みと、被災され日常生活が難しく、避難生活を強いられている方々にお見舞い申し上げたいと思います。地震対策については、もう一度見直していただいて、今後も命を守る対策をお願いしたいと思います。

2024年がスタートしました。今年も各セクション、子どもたちや市民の笑顔の実現のために、ご尽力をお願いいたします。学校教育課のNOTICEという文書で、本日学校へ通知しましたが、インフルエンザと新型コロナウイルスがだいぶ増えております。教育部内でもかかっている方がいると聞いておりますので、健康面についてもより一層お気をつけいただければと思います。本年もよろしく申し上げます。

続きまして、教育部長より報告をお願いいたします。

教育部長：

お世話になります。新年初の教育委員会でございます。本年もよろしく申し上げます。

過日の成人式では、ご多用の中、皆様にご出席いただきまして、大変ありがとうございました。オープンハウスアリーナ太田での初開催で、大変喜ばれた反面、周辺の道路の渋滞等の課題もございました。今回の中身をよく検証して、改善してまいります。参加者は1,830人で、昨年とほぼ同数でございます。

それから、今回の議案でありますけれども、小学校の教科書改訂に伴う教師用の指導書の購入でございますけれども、中学校につきましては、令和6年度の当初予算で要求しているところでございます。学力向上にぜひとも役立てていきたいと考えております。

最後に、先ほど教育長からお話のありました、新型コロナウイルスとインフルエンザの増加傾向ということで、今後も継続して感染防止対策を実施してまいります。教育委員の皆様におかれましても、十分注意していただきたいと思います。

本日もよろしく申し上げます。

議長（教育長）：

ありがとうございました。

次に日程第4、議事に入ります。本日は、協議案件が3件、事務報告が2件ございます。

はじめに、議案第1号「財産の取得について」学校教育課長より説明願います。

学校教育課長：

「財産の取得について」【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑等はございませんか。

佐藤委員：

資料の1-2、1-3の取得数ですが、12や15という、かなり少ない数字があるのですけれども、数の多い少ないがある理由を教えてください。

学校教育課長：

例えば国語であれば、国語の教科書に準じた指導書というのがあって、いわゆる「赤刷り」と呼ばれるものです。そちらにつきましては、全教員が自分の担当学年、担当教科の、その赤刷りの教科書を持ちます。ただし、ワークシートとかデジタル教材といったもので、各担任の全てが持っていないけれども良いというものがあります。そういった場合は、学校規模に応じて1冊配布のところもあれば、2冊配布というところもあります。子どもたちに教えるために、教員に必要となる赤刷りの教科書については、全員にいくというかたちになっております。そのため、数が異なります。以上です。

佐藤委員：

ありがとうございます。

池田委員：

これは、国の方から無償で配られるのではなく、市が購入するわけですね。

学校教育課長：

市の方で購入します。

議長（教育長）：

他にございますか。ないようですので、本案は提案のとおりご承認ということでお願いいたします。

次に、議案第2号「太田市体育館施設条例の一部改正について」スポーツ施設管理課長より説明願います。

スポーツ施設管理課長：

「太田市体育館施設条例の一部改正について」【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑等はございませんか。

倉嶋委員：

資料2-6の個人利用のところの料金説明なのですけれども、1回につきという表現でしたけれども、1日につきこの金額ということによろしいですか。

スポーツ施設管理課長：

そのとおりでございます。

倉嶋委員：

朝9時から夜9時まで使ってもこの金額で良い、1日通してできるということによろしいですか。

スポーツ施設管理課長：

実際の施設の利用時間、開館時間につきましては、規則の方で定めさせていただくことにしております。また規則改正の時にご説明させていただくのですけれども、今、平日につきましては、お昼の12時、つまり午後12時から開館予定で考えております。それから午後9時までの利用の中で、1日につきというより、1回あたりこの金額で、ご利用いただければと考えております。

倉嶋委員：

承知いたしました。

議長（教育長）：

ありがとうございます。他にございますか。

池田委員：

これは、年間どの位の損益になりますか。計画としてはどのくらいになると思いますか。

スポーツ施設管理課長：

今、試算をしているのですけれども、年間あたり500万円程度の収入を見込んでおります。ここの管理運営体制について、現在検討中というところもございまして、こういった管理運営体制ができるのか、電子決済等による無人化というところも視野に入れて検討しております。収益というところでは、公共施設ということでなかなか黒字ということは難しいのですけれども、なるべく持ち出しを少なくしていきたいということで、検討が進んでいるところです。

池田委員：

先ほど、他のところの施設も調査したということでしたが、だいたいどのくらいなのでしょう。

スポーツ施設管理課長：

公共施設におけるスケートパークを参考にさせていただいております。もちろん全国に民間の施設も結構ありまして、民間の施設は、かなり高いという印象があります。今回、他の事例ということでいきますと、茨城県の笠間市に数年前にスケートパークがオープンしております。また、八王子市、新潟県南魚沼市や新潟県村上市のスケートパーク、そういうところを参考にさせていただきました。安い高いはあるのですが、近隣の笠間市のケースを参考にしまして、利用者の負担にならないような料金設定にさせていただいているところであります。

池田委員：

その笠間市については、収益としてはどのようになりますか。

スポーツ施設管理課長：

笠間市の場合は、指定管理者制度になりまして、ムラサキスポーツさんがやられているというところで、収益までは確認できておりません。

池田委員：

分かりました。ありがとうございます。

議長（教育長）：

ありがとうございました。他にございますか。

佐藤委員：

今、無人化の話が出ていたのですが、コンクリート打ちということで、転倒するということになると、一人で来て滑っていて頭を打って、気づかれないまま3時間4時間経過して、亡くなってしまうということもあるのかなという心配もあります。スケートパークで起きる事故の予防策というか、例えばカメラを設置して、体育館の方の職員が頻繁に見ているとか、そのへんを検討する必要があると思います。

スポーツ施設管理課長：

今回、監視カメラの方は、設置する予定です。それをエアリスの事務所の中で見られるようにしたいと考えています。

佐藤委員：

はい。ありがとうございます。もう一点なのですが、資料2-8にプロテクターの

使用料300円ということで書いてあったのですけれども、例えば必須で着けてくださいということで付記されるのかなと思うのですが、その中でプロテクターというのは、かなり安く設定して強制した方が良いのではないのかな、というのが個人的な意見です。持って来てくださいということで、もともと書いてあると思うのですけれども、ほとんどの中学生とかは、多分持って来ないで使えるものだと思って来ると思うのですよね。自転車のかごにスケートボードを突っ込んで、行こうぜみたいな感じで来ると思うのです。その時にお金がかかるということになる。ケガの予防の部分に関しては、価格を下げて、強制して、着けなければプレイできないというような安全管理をした方が良いのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

スポーツ施設管理課長：

委員のおっしゃるとおりであると思っております。今、まさにそのへんの運営方針を検討して、詰めているところであります。利用する際には、もちろん誓約書を提出していただくようなかたちで、その中にはプロテクターを含めた防具の着用は義務付けていきたいと思っております。ただ、中には先ほどおっしゃられたように、持って来ない方などもいらっしゃいますし、スポーツのすそ野を広げるということもございますので、今回の条例の中では、そういった貸し出しを含めて、多くの方に体験していただけるような場作りをしていきたいと考えております。

佐藤委員：

ありがとうございます。

議長（教育長）：

他にございますか。

倉嶋委員：

利用は何歳から可能ですか。

スポーツ施設管理課長：

まだそこは詰めてはいないのですけれども、基本的には未就学児は利用できないということでは考えております。例えば小学生については、保護者の同意がなければ利用させないとか、そのへんを今、詰めているところであります。

倉嶋委員：

世界的にスポーツの中で、スケートボードが非常に広がってきているところだと思うのですけれども、ケガが私も心配だなというふうに思います。アクティブなチャレンジをする子どもたちもたくさんいると思いますので、ぜひ保護者の目があるところで、利用していただくような規約にさせていただけたらありがたいなと思います。

スポーツ施設管理課長：

委員のおっしゃるとおりだと思いますので、事故防止のために、また、条例以外で運用ルールというところを明確に定めていきたいと考えております。

倉嶋委員：

もう一点、先ほどの細かい部分なのですが、専用利用の15,000円を3時間ごとに区切ってというところなのですが、区切りがぴったり3時間なので、入れ替えというか、団体が入れ替わる時の余裕がないのではないかなと思います。いかがでしょうか。

スポーツ施設管理課長：

この専用利用の場合、今、考えていますのは、例えばイベントであるとか大会であるとか講習会というところがございます。基本的には午前中とか午後の早い時間というところが一般的かなと思います。例えば、一般の方で、開放されれば夜から使いたいという方がいらっしゃるかもしれないということもあるので、今後、施設を運用していく中で、事前にホームページ等で、この日はこの時間が専用利用となるので、料金体系については1日の使用料をお支払いいただくかたちにはなるのですが、この日であればこの時間から開放できますというような周知をできるようなシステムを構築していきたいと考えております。

議長（教育長）：

よろしいですか。

倉嶋委員：

ありがとうございました。

議長（教育長）：

他にございますか。ないようですので、本案は提案のとおりご承認ということでお願いいたします。

次に、議案第3号「太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」学校教育課長より説明願います。

学校教育課長：

「太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑等はありませんか。ないようですので、本案は提案のとおりご承認ということでお願いいたします。

続いて、日程第5、事務報告を取り扱います。

はじめに、「1,000万円以上工事請負契約締結の報告について」学校施設管理課主幹より報告願います。

学校施設管理課主幹：

「1,000万円以上工事請負契約締結の報告について」【概要報告】

議長（教育長）：

只今の報告につきまして、ご質疑等はございませんか。

倉嶋委員：

不調であった生品小学校の工事のことをお伺いしたいのですが、分割発注で、他の木崎小学校と綿打小学校と同じように3つに分けて発注されているかと思うのですが、3つとも不調だったということでしょうか。

学校施設管理課長：

不調だったのが、機械設備工事でございます。その他の建築工事と電気設備工事は、そのことにより中止となりました。

倉嶋委員：

承知いたしました。適正に実施していただければと思います。

議長（教育長）：

他にございますか。ないようですので、次の報告事項にうつらせていただきます。

「損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について」学習文化課長より報告願います。

学習文化課長：

「損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について」【概要報告】

議長（教育長）：

只今の報告につきまして、ご質疑等はございませんか。

池田委員：

これは相手方から問題提起がなされたのですか。それとも、どこか違うところから、こういった情報が入ってきたのですか。

学習文化課長：

作成者の代理人ということで、弁護士の方から郵送で書類が届きました。

池田委員：

ということは、相手方がこれを見たということですか。

学習文化課長：

おそらくAI検索等で、インターネット上にデータがありますので、それを見てこのイラストがヒットしたのではないかということです。

池田委員：

分かりました。ありがとうございます。

佐藤委員：

よろしいですか。本件と関わるのか分からないのですが、写真だけでなく文言でも著作権侵害になるということもあるのです。例えばオリンピックの関係とかで、東京大会と書いてください、東京オリンピックと書いてはいけませんというような、いろいろと縛りがある場合があるので、掲載する際に、その文言がそういったものに該当しないか、そういったことも少し気をつけて見た方が良いのかもしれない。

学習文化課長：

図書館として、いろいろな方に周知をしたいということもありまして、図書館だよりを作っておりますが、今後も使用するものについては、十分に注意を払っていきたいと思います。

議長（教育長）：

他にございますか。ないようですので、以上で終了します。事務局より連絡をお願いいたします。

事務局：

事務局よりご連絡申し上げます。教育委員会2月定例会を2月14日水曜日、午後2時から、尾島庁舎教育委員会室で開催します。よろしくお願いいたします。以上です。

議長（教育長）：

以上をもちまして、本日の議事を全て終了し、教育委員会1月定例会を閉会いたします。ありがとうございました。